

令和6年度 地域間経済交流事業

都内中小企業のための世界チャレンジプログラム
アメリカ・テキサス州 ハンズオン支援プログラム
募集要項

募集期間 令和6年5月22日（水）～令和6年8月9日（金）

（最終日の受付は 17:00 まで）

公益財団法人東京都中小企業振興公社

事業戦略部 販路・海外展開支援課

【問い合わせ先】

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

地域間経済交流事業 担当

（メールアドレス） ttc@tokyo-kosha.or.jp

（電話番号） 03-5822-7241

1. 事業の概要

「地域間経済交流事業」（以下「本事業」という。）は、東京都と海外都市による中小企業支援に関する覚書に基づく、相手都市・地域が持つネットワークを活用した都内中小企業の海外展開支援です。なお、事業の運営は公益財団法人東京都中小企業振興公社が行います。（以下、公社）

この一環として募集を行う「アメリカ・テキサス州 ハンズオン支援プログラム」（以下「本プログラム」という。）では、東京都がアメリカ・テキサス州と締結した「中小企業の相互支援におけるより緊密な協力に関する覚書」に基づき、拠点設立に係る課題やニーズに応じた支援を個社毎にカスタマイズして提供します。

<支援の例>

- ・都内中小企業がアメリカ・テキサス州に事業展開するために必要な市場情報・商習慣等の情報提供
- ・販路開拓や事業提携に向けたビジネスパートナーとのマッチング・商談機会の提供
- ・アメリカ・テキサス州でのマーケティングを成功させるためのノウハウ提供
- ・拠点設立や事業基盤・生活基盤構築に向けた専門家・支援機関との関係構築 等

プログラムに採択された支援企業に対して、中小企業の海外展開支援実績が豊富な担当ナビゲータを配置し、将来的な海外展開に向けた支援を提供するとともに、アメリカ・テキサス州における公的支援機関や日系コミュニティ、有識者・専門家といったサポーターが、それぞれの専門領域・得意領域を活かした助言・支援を行います。

アメリカ・テキサス州の概要については以下のとおりです。

詳細な情報は、ポータルサイト（URL：<https://kaigaitenkai.tokyo.jp/area/texas/>）をご覧ください。

アメリカ・テキサス州の魅力

独立国に換算すると世界第9位相当、州として全米第2位の市場規模を持ち、アメリカ最大の製造業州であると同時にアメリカで最も人口の伸びが著しい州であることが特徴です。

石油や天然ガス、最近ではシェールガス・オイルの産出地域であることから、かねてよりエネルギー・化学産業が盛んであったことに加え、近年では宇宙センターを中心に宇宙・航空産業やサイバーテクノロジー、半導体、バイオサイエンスやヘルスケアといったハイテク産業が飛躍的に発展している地域です。

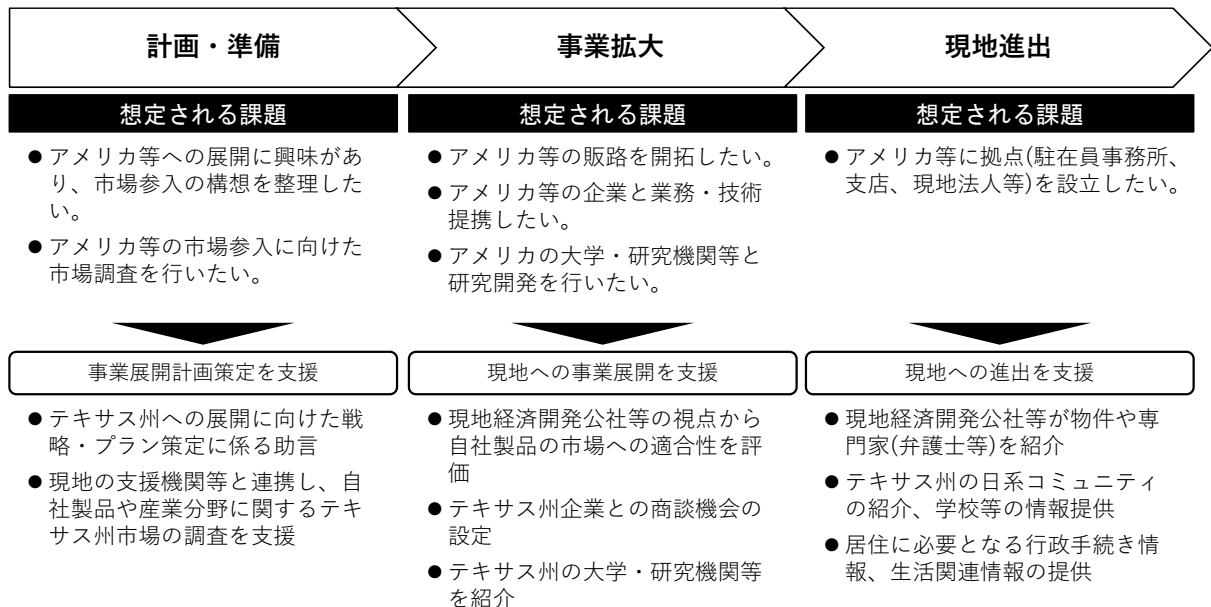
また、北米の中心かつメキシコ湾に面するという地理的な優位性を有し、輸出入も盛んなことから、世界中から多くの企業が集まる地域であり、幅広い産業・業種の中小企業が事業展開できる可能性のある地域です。アメリカ・テキサス州政府・各都市が積極的に現地コミュニティとのビジネスマッチング支援、その他、進出・事業拡大のための支援などを提供しています。

2. プログラム内容

(1) 支援対象

アメリカ・テキサス州への拠点設立に向けた諸展開(販路開拓、業務技術提携、研究開発等)を目指す都内中小企業者

<本プログラムの活用例>



(2) 支援企業数

10社程度

(3) 支援内容

本プログラム^{※1}は、ナビゲータによるサポートの下、アメリカ・テキサス州の公的支援機関や日系コミュニティ、専門家など、アメリカ・テキサス州が持つネットワークを活用し、支援企業の目標や課題に応じた最適な現地パートナー^{※2}とマッチングを図ることで、支援企業の販路開拓や現地への進出等を支援します。

※1：アメリカ・テキサス州以外の州への展開については、本プログラムの対象外です。

※2：現地パートナーの一例は5ページのとおりです。

① キックオフ・交流会

キックオフ・交流会として、支援企業同士の顔合わせを行い、各社の知見/経験を共有し、横のつながりを形成するとともに、アメリカやアメリカ大陸展開に向けた情報を共有・交換できる場を設定します。

また、現地パートナーを講師に招いたセミナーを開催し、アメリカ・テキサス州の市場の特徴や商習慣、現地の最新情報等の情報を得る機会を設けるとともに、現地パートナーとのネットワーク構築の機会を提供します。

② ナビゲータの配置／個別ミーティング

本プログラム期間中、中小企業の海外展開支援実績が豊富なナビゲータを配置し、定期的に個別ミーティングの機会を設定します。

初回の個別ミーティングでは、各社が抱える経営課題をヒアリングしながらプログラムの活用方法、プログラム期間中の目標を設定します。また、定期的な個別ミーティングでは、アメリカ・テキサス州におけるマッチングに係る適宜助言、商談資料のレビュー等を行います。

③ 現地支援プログラムの活用

市場調査や個別のビジネスマッチング、商談に向けた資料のブラッシュアップや現地に刺さるプレゼン方法のレクチャーなど、多岐にわたる現地支援プログラムと連携しています。

リチャードソン商工会の提供する Global Development Initiative (GDI) プログラム <<https://www.telecomcorridor.com/why-richardson/international/global-development-initiative>> では、テキサス大学ダラス校の修士学生とともに、市場調査を実施します。

また、テキサス・サンアントニオ地域経済連合 (Greater: SATX) 内の International Business Development Center (IBDC) の提供するプログラム <<https://greatersatx.com/business-in-satx/international-business-support/ibdc/>> では、市場調査や戦略策定支援から潜在ビジネスパートナーや各種専門家とのマッチングを有償で実施します。

④ 現地パートナー／現地研究機関や大学の紹介

各社の目標に応じて、最適な現地パートナーを調査し、マッチングを実施します。そのうえで、目標の達成に向けた具体的な支援策を現地パートナーと連携して検討し、実施します。他にも、現地の研究機関や大学の紹介を行い、共同開発の機会を提供いたします。

また、必要に応じて、現地パートナーから現地企業や専門家等（弁護士、税理士等）の紹介を行います。

⑤ 現地ネットワーク構築・交流等サポート（現地渡航） ※下記【注意事項】参照

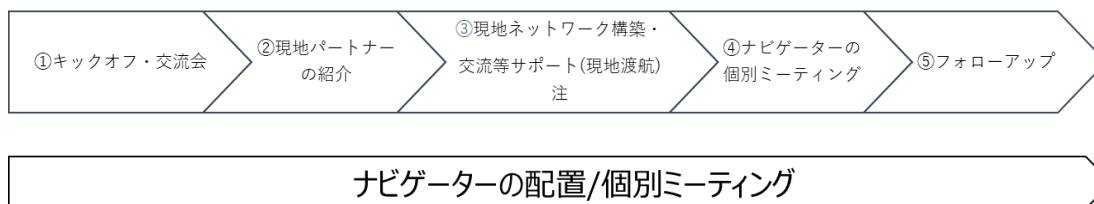
今後の事業展開に向けた関係性を構築するため、アメリカ・テキサス州現地において企業や現地パートナーとのネットワーキングイベント等を実施します。

⑥ 個別マッチング/商談のセッティング

現地パートナーと連携し、企業のニーズに合わせた現地パートナーを可能な限り発掘し商談先候補や専門家をリストアップし提供します。

また、オンライン又は対面（現地渡航時）での商談機会を提供する予定です。併せて、商談相手以外に課題解消に資するサポーター等との個別相談を必要に応じて設定します。

<支援の流れ>



【注意事項】

- 本プログラムは令和7年1月中旬～3月頃に現地渡航プログラムを想定しています。
- 現地渡航については、現地情勢等、諸般の事情の変化により、開催形式が変更となる可能性があります。
- 現地渡航プログラムの内容及び参加については、支援企業決定後に各社の目標やプランなどを踏まえ、最終的に決定します。
- 現地渡航に係る一切の費用は支援企業の自己負担となりますので、予めご了承ください。
- 本プログラムの対象は都内中小企業・スタートアップ等です。支援期間中に支援条件から外れた場合、支援は中止となります。条件が変更となった場合、速やかにご連絡をお願いいたします。
※応募資格に関しては、P7 ご確認ください。

＜連携を行う主な現地パートナーのご紹介＞

本プログラムでは、以下の現地パートナーと連携し、支援企業のアメリカ・テキサス州への展開を支援します（以下は一例です。また今後、変更の可能性があります。）。

<p>テキサス日本事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都内に所在し、日本企業が進出する案件の相談や支援について、日本におけるアメリカ・テキサス州の窓口的役割を担当 ・ 日本企業が対米直接投資（工場やオフィス、研究開発拠点、物流機能等のアメリカ進出）を行う際のアメリカ・テキサス州への誘致と、州内へ進出する日本企業への継続的なサポートを実施 ・ 日本企業の誘致や支援については、アメリカ・テキサス州政府や州内各自治体などと連携し、個々の企業に対し必要に応じた支援や投資優遇措置を提供
<p>アメリカ・テキサス州各都市・都市圏 経済開発機関</p> <p>（アマリロ市、フリスコ市、アレン市、プレイノ市、アーヴィング市、リチャードソン市、フォートワース市、ダラス市、ダラス・フォートワース都市圏、テクサカーナ都市圏、ブラソス郡、ウォーラー郡、カー郡、ウェブスター市、ハーリンジェン市、サンアントニオ市、オースティン市、ヒルズボロ市、エルパソ市）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アメリカ・テキサス州各都市・都市圏の経済開発機関も支援企業の展開をサポート ・ 都市・都市圏によっては、経済開発機関内部の専門家や現地大学と連携した市場調査や商談前の資料・プレゼン方法のレクチャー、取引候補先企業等とのビジネスマッチング機会の設定を一部有償で提供 ・ 各都市・都市圏の経済開発機関からそのエリアに関するマーケット情報や企業情報、現地進出にあたってのレンタルオフィススペースを含む物件情報や法務・会計・税務の専門家の紹介等も可能
<p>現地日系コミュニティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダラス日本人会等、現地の日系コミュニティとも連携 ・ 現地でのネットワーク構築を支援するとともに、居住に必要な生活関連情報等を提供
<p>HOWORTH International, LLC,</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ テキサス州を拠点としており、多国籍企業に対し、国際的な市場開拓・市場参入戦略、経済・事業開発、企業戦略、企業財務・経営を中心とするコンサルティングサービスを提供している。テキサス大学ダラス校のGDIプログラムリーダーも担っている。

＜（公財）東京都中小企業振興公社 ナビゲータのご紹介＞

<p>（公財）東京都中小企業振興公社 ナビゲータ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 支援企業のアメリカ・テキサス州への拠点設立をハンズオンでサポート ・ 支援企業の目標を踏まえプラン・戦略策定を助言 ・ アメリカ・テキサス州の持つネットワークを活用し、最適な現地パートナーを紹介 ・ 自社の強みや魅力を訴求するための英語でのPR資料の作成を支援 ・ 現地企業とのコミュニケーションを言語面からサポート
------------------------------	---

(4) 経費の負担

① 東京都中小企業振興公社の支援

- ・支援企業の目標を踏まえた現地パートナーの紹介
- ・サポーター活用時の初回コンサルテーションに係る費用
- ・現地パートナーや現地企業とのコミュニケーションに必要となる通訳
- ・企業紹介資料の作成に係る翻訳

② 支援企業の負担

- ・「東京都中小企業振興公社の支援」に記載以外のすべての経費

例/現地パートナーが提供する支援プログラムへの参加費用

例/現地渡航に伴う支援企業の渡航費、宿泊費、滞在費等一切の費用

例/サポーター活用時の費用

(初回コンサルテーションを除き、支援企業の負担となります。)

(5) 支援期間

支援決定日～令和8年3月31日（約17か月間）

※支援期間は支援企業の目標達成の状況等により変更を行う場合があります。

本プログラムに係るスケジュール

実施内容	期間
募集期間	令和6年5月22日（水）～8月9日（金）17:00
一次審査（書面審査）	令和6年8月中旬（予定）
二次審査（Web面接審査）※1	令和6年8月下旬（予定）
支援企業決定	令和6年8月下旬～9月上旬（予定）
プログラム開始	令和6年9月下旬（予定）
現地渡航※2	令和7年1月中旬～3月（予定）
2年目フォローアップ	令和7年3月～令和8年3月末（予定）
プログラム終了	令和8年3月末（予定）

※1：一次審査を通過した企業に対して、外部審査員によるWeb面接審査を実施いたします。

Web面接審査日程につきましては、応募事業者へ別途お知らせします。

※2：現地渡航は1週間程度を想定しております。

3. 応募資格

下記（１）～（８）の条件をすべて満たす者。

- （１） 東京都内に登記簿上の本店又は支店を有する中小企業者（以下の表に該当する者）で、大企業^{※1}が実質的に経営に参画していない^{※2}こと。

業種	資本金又は常時使用する従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※1：「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。

ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合を除く。

※2：「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

- （２） アメリカ・テキサス州への展開に意欲的であり、本プログラムを通じてアメリカ・テキサス州への現地拠点設立をはじめとした直接投資を見据えた進出を具体的に進める意欲のある企業であること。
- （３） 本プログラムの支援期間の最後まで完遂する意思があること。
- （４） 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。
- （５） アメリカ・テキサス州への展開を検討中の製品・サービスは、自社開発商品・サービス・技術等である。または、他社と共同開発された自社商品・サービス・技術等であること。
- （６） アメリカ・テキサス州への展開を検討中の製品/サービスは、国内外において、応募する商品・サービス・技術等に関する紛争が生じていない、又は紛争が生じるおそれのある場合は、契約を締結するなど予防のための十分な措置を講じていること。
- （７） 暴力団[東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。]に該当せず、かつ、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。また、遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。
- （８） 事業税等を滞納しておらず、東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

4. 応募方法

(1) 応募の流れ

① ハンズオン支援プログラム誓約書兼申込書（以下「誓約書兼申込書」という。）（Word形式）をポータルサイトからダウンロードしてください。
URL :

② 誓約書兼申込書に必要事項を記入してください。
誓約書兼申込書のほか、下記（2）の提出書類をご準備ください。
ご提出はオンラインのみとなりますので、誓約書兼申込書のほか、原本が紙の書類については電子データ化（PDF等）してください。

③ 必要事項を記入の上、提出書類一式を下記事業担当までメールでお送りください。
【資料送付先】
公益財団法人 東京都中小企業振興公社
地域間経済交流事業 担当
(メールアドレス) ttc@tokyo-kosha.or.jp (電話番号) 03-5822-7241

(2) 提出書類

No.	提出書類 ^{※1}
1	アメリカ・テキサス州 ハンズオン支援プログラム誓約書兼申込書
2	会社案内やPR資料、事業概要等（様式自由） ^{※2}
3	財務諸表（直近3期分の貸借対照表、損益計算書の写し） ^{※3}
4	コアとなる技術、製品、商品の説明資料、カタログ等
5	履歴事項全部証明書（発行後3か月以内の登記簿謄本の写し）

※1：ご提出頂いた書類をもって審査を実施いたします。提出後は東京都が認めた場合を除き、内容の変更は原則できませんのでご注意ください。

※2：営業用のプレゼンテーション資料や、新聞・雑誌の掲載記事等がある場合には、それらも提出してください。

※3：財務諸表については、追加のご提出をお願いする場合があります。なお、ご提出がない場合は、アメリカ・テキサス州への進出に対応できる経営資源に関する評点ができかねますのでご注意ください。

(3) 募集期間

令和6年5月22日（水曜日）～令和6年8月9日（金曜日）17:00〆切

5. 審査

(1) 審査方法

ア 一次審査（書面審査）

応募者多数の場合等について、応募書類に基づく書面審査を行い、二次審査の対象とする事業者を選定します。

イ 二次審査（Web 面接審査）

一次審査を通過された応募事業者（一次審査を実施しない場合は、全応募事業者）に対して、Web 面接による審査を実施します。

面接日時については、令和6年8月下旬のいずれか一日を指定しますので、必ずご出席ください。面接日程については、応募事業者に対し、別途お知らせします。日時の詳細については、一次審査通過者にのみ（一次審査を実施しない場合は、全応募事業者へ）、事務局から通知します。

なお、応募事業者による日時の指定はできません。 予めご了承ください。

(2) 審査の視点

企業選定に係る審査の視点は以下のとおりです。

詳細な内容に関するお問い合わせについては応じられませんのでご了承ください。

- ・ 製品/技術の市場性
- ・ アメリカ・テキサス州への進出に対応できる経営資源
- ・ 海外展開の実現性
- ・ 本事業との親和性
- ・ 拠点設立の具体性
- ・ 支援の必要性
- ・ 海外展開に対する意欲（例：すでに現地ビジネスが存在している等）

(3) 審査結果通知

一次審査結果通知：令和6年8月中旬（予定）

二次審査結果通知：令和6年9月上旬（予定）

※いずれの審査結果についても、事務局から通知いたします。

選定途中のお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

※支援企業として決定された場合、企業名、所在地、事業内容、成果等についてポータルサイト等で公表させていただきます。

6. 留意事項

- (1) 提出書類に不備がある場合、疑義がある場合など、再提出や追加提出（財務諸表を含む。）を求めることがあります。
- (2) 以下の場合には、審査対象外とさせていただきますので予めご了承ください。
 - ア 応募事業者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
 - イ 暴力団等反社会的勢力との関係を過去または現在において有している場合
 - ウ 応募内容に不備がある場合
 - エ 応募事業者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他東京都及び事務局に対して虚偽の申告を行った場合
 - オ その他、東京都が適切でないと判断する場合
- (3) 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、公社にて審査にあたって必要な範囲で共有、利用されます。個人情報を事前の承諾なく東京都及び事務局以外の第三者に提供することはありません。なお、公社の施策及びこれに関連する各種事業案内等を行う場合があります。
- (4) 応募内容に記載された個人情報は「個人情報の取り扱いについて（個人情報保護方針）」に基づき取扱い、業務委託先も同様の取扱いを行います。詳しくは「個人情報の取り扱いについて（個人情報保護方針）」（<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>）をご参照ください。
- (5) 審査経過・審査結果等に関するお問い合わせには応じられません。
- (6) 本プログラムの審査及び選定は公社が判断し、決定します。
- (7) 審査、選定及び承認に関して、公社が選定された企業の事業計画等について一切の保証を行うものではありません。
- (8) 以下のいずれかに該当した場合は、支援期間の途中であっても支援を終了する場合があります。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業でなくなった場合
 - イ 都内に主たる事業所を有する（本社若しくは支店登記がされている）中小企業でなくなった場合
 - ウ 応募内容に虚偽があった場合
 - エ 違法行為など反社会的行為が確認された場合
 - オ 国・東京都及び公的機関等での助成金や補助金等の受給における不正行為が確認された場合
 - カ 東京都及び公社の名誉を著しく毀損する行動が確認された場合
 - キ 支援の継続が困難と判断した場合
 - ク その他、支援企業として不適切であると東京都が判断した場合
- (9) 本事業における公社からの情報提供やアドバイス等に関して、支援企業に損害が生じても、公社はその責任を負いません。すべて支援企業の責任において、慎重にご判断をお願いいたします。
- (10) 現地渡航に係る一切の費用は選定事業者の負担となりますので、予めご了承ください。
- (11) 現地情勢等、諸般の事情の変化により、本要項記載の内容は変更となる可能性があります。また、公社の判断で事業実施を見合わせる場合がありますので、予めご了承ください。
- (12) 公社が実施するアンケートやフォローアップ調査に必ずご回答いただきます。アンケート及びフォローアップ調査は、事業の成果を補足し、今後の事業運営をより効果的に行うための参考とさせていただきます。

7. 問い合わせ先

本プログラムに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

地域間経済交流事業 担当

(メールアドレス) ttc@tokyo-kosha.or.jp

(電話番号) 03-5822-7241